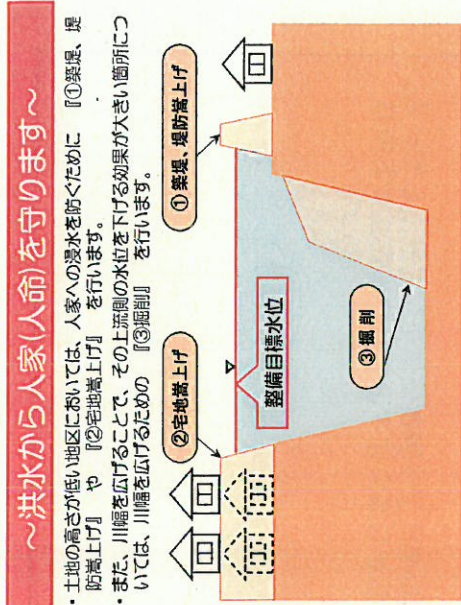
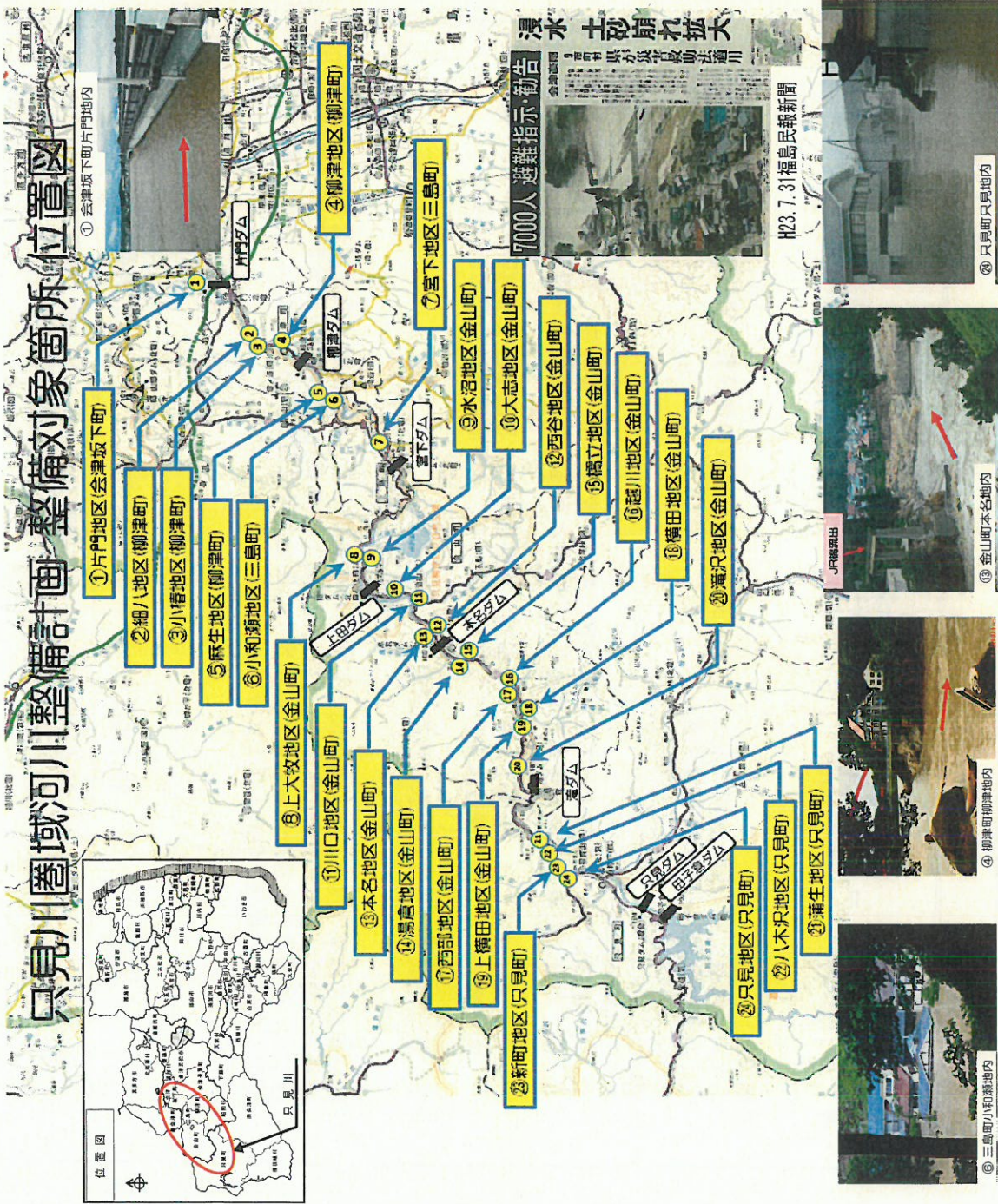


平成27年度事業別評価調査（チェックリスト）

整理番号	112	事業名	交付金事業（河川）	補助 単独	地区名 （事業箇所名）	一級河川 只見川	関係 市町村名	担当部（局） 課名	土木部 河川整備課																																																																		
評価の対象となる理由	第2項第2号：事業費を新たに予算化しようとする 大規模公共事業		前回（平成 年度）評価時 の対応方針		県の対応方針：																																																																						
事業根拠法・要綱等の名称	河川法第9条第2項																																																																										
<p>【事業目的及び全体計画】</p> <p>(1) 事業目的 ・只見川は、一級河川阿賀野川の最大支川（流域面積2,792km²、流路延長145km）である。 ・平成23年7月新潟・福島豪雨により、只見川沿川において甚大な被害を受けた。 ・被災した河川の復旧については、災害復旧事業や災害対策等を受けているが、根本的な解決には至っていない。 ・26年度未だ完了していないが、根本的な治水対策を進め、浸水被害の軽減を図り、沿川住民の安全・安心を確保する。</p> <p>(2) 全体計画 ・延長：L=14.3km（会津坂下町（阿賀川合流点）～只見町（伊南川合流点）） ・事業箇所：会津坂下町：1地区、津島町：4地区、柳山町：2地区、三金山町：1地区、只見町：4地区 ・事業概要：堤防嵩上げ、掘削、築堤、築堤、宅地嵩上げなど ・全体事業費：C=43,890百万円</p> <p>(3) 環境への配慮等 ・当該区間の動植物等に関する環境調査により、只見川沿川に生息する動植物等への影響を十分に考慮した施工方法の検討や施工時期を設定するなど、動植物等と与える影響を最小限に抑えている。</p> <p>(4) 関連事業の状況 ・災害復旧事業等（平成23年度～）平成26年度完了 ・災害対策等緊急事業推進費（平成24年度～）平成26年度完了 ・交付金事業（河川）／支川伊南川（昭和53年度～）平成27年度概成予定 ・交付金事業（地域活性化・河川）／支川田の口沢川（平成21年度～）事業実施中</p>																																																																											
事業採択予定年度	-		完成目標年度	採択から概ね30年																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>計画事業費 （うち用地費）</td> <td colspan="9">主要事業種別積算内訳</td> </tr> <tr> <td>全体事業費</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/2</td> <td colspan="5">工事費：34,759百万円 用地補償費：6,108百万円 測量試験費：3,023百万円</td> </tr> </table>										計画事業費 （うち用地費）	主要事業種別積算内訳									全体事業費	国	1/2	県	1/2	工事費：34,759百万円 用地補償費：6,108百万円 測量試験費：3,023百万円																																																		
計画事業費 （うち用地費）	主要事業種別積算内訳																																																																										
全体事業費	国	1/2	県	1/2	工事費：34,759百万円 用地補償費：6,108百万円 測量試験費：3,023百万円																																																																						
<p>事業を巡る社会経済情勢等の状況</p> <p>【事業に関する社会経済情勢】（特記すべき事項） (1) 事業に関連する項目 ・現状の河川の断面積が狭小で再度災害発生のおそれがあることから、台風や豪雨による浸水被害の軽減を図るため、河川整備の必要性は高い。 (2) 地元住民・受益対象者の意向 ・地元住民は、河川整備事業に対して協力的であり、早期完成を強く望んでいる。 また、只見川圏域河川整備計画策定にあたって、築堤（堤防嵩上げ）もしくは宅地嵩上げの両論併記としたうえで、“地元住民との合意形成”を図りながら最終的な整備内容を決定していくことについて、地元住民から理解が得られている。 (3) 関係機関・団体の意向 ・只見川流域5町（会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、只見町）で構成される一級河川只見川河川整備促進期成同盟会が平成27年12月に設立されるなど、地元自治体から早急な治水対策の実施が望まれている。</p> <p>【事業に関連する評価指標等】 (1) 主要な評価指標 ・過去の浸水実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年・月・原因</th> <th colspan="3">人的被害（人）</th> <th colspan="3">住家被害（棟）</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部破損</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和44年8月豪雨</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>73</td> <td>138</td> <td>42</td> <td>321</td> <td>720</td> <td>1,294</td> </tr> <tr> <td>昭和57年9月台風18号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> <td>22</td> <td>248</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>平成14年7月台風6号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td>83</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>平成16年7月新潟・福島豪雨</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>90</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>平成23年7月新潟・福島豪雨</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>33</td> <td>199</td> <td>3</td> <td>80</td> <td>193</td> <td>508</td> </tr> </tbody> </table> <p>※只見川沿川において甚大な被害を受けた平成23年7月新潟・福島豪雨などの洪水に対して、人家への浸水被害の軽減を図る。</p> <p>(2) その他特記すべき事項 ・平成21年10月 只見川圏域河川整備計画策定（伊南川等の支川の一部のみ整備対象） ・平成27年3月 同計画（変更）国認可（抜本的な治水対策を要する整備対象24地区追加）</p>										年・月・原因	人的被害（人）			住家被害（棟）			死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計	昭和44年8月豪雨	10	1	24	73	138	42	321	720	1,294	昭和57年9月台風18号				0	1		22	248	271	平成14年7月台風6号				0			22	83	105	平成16年7月新潟・福島豪雨	1		1	2			8	90	98	平成23年7月新潟・福島豪雨		1		33	199	3	80	193	508
年・月・原因	人的被害（人）			住家被害（棟）																																																																							
	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計																																																																		
昭和44年8月豪雨	10	1	24	73	138	42	321	720	1,294																																																																		
昭和57年9月台風18号				0	1		22	248	271																																																																		
平成14年7月台風6号				0			22	83	105																																																																		
平成16年7月新潟・福島豪雨	1		1	2			8	90	98																																																																		
平成23年7月新潟・福島豪雨		1		33	199	3	80	193	508																																																																		

<p>【費用対効果分析等】 (1) 手法 「治水経済調査マニュアル(案)」(平成17年国土交通省河川局通知)に基づき、氾濫シミュレーションにより算出した想定氾濫区域における資産等の被害等の被害額から事業を実施したことによる被害軽減額等を算出し、その便益と治水施設の完成に要する今後の事業費及び維持管理費により、効果分析を行う。</p> <p>(2) 費用対効果の内容</p> $B/C = \frac{29,796 + 158 \text{ 百万円}}{25,293 + 3,040 \text{ 百万円}} = \frac{29,954 \text{ 百万円}}{28,333 \text{ 百万円}} = 1.06 (>1.00)$ <p>B: 河川事業における総便益(氾濫防止便益+残存価値の合計) C: 河川整備に要する総費用(河川整備に要する事業費+河川維持管理に要する費用の合計) ※便益及び費用は、将来にわたる値を社会的割引率により現在価値化している。</p> <p>【費用で特記すべき事項】 ・特になし</p> <p>【需要効果で特記すべき事項】 ・只見川においては、平成23年7月新潟・福島豪雨による流出と浸水被害によつて、交通途絶による被害、鉄道への被害、発電所停止被害、観光減少などの各種波及被害を受けたことから、本評価における氾濫防止便益には、「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき、同被害の防止便益を加算している。</p>	<p>国・県・市町村・民間との役割分担</p>																																							
<p>コスト縮減等の可能性</p> <p>【コスト縮減に向けた検討状況】 下記項目(1)~(3)について、今後、調査・設計段階で検討する。</p> <p>(1) 経済性を考慮した工事計画 (2) 発生土の有効活用 (3) 新技術の活用</p> <p>【その他特記すべき事項】 ・只見川の河川整備において掘削により大量の残土の発生が想定されることから、近隣整備対象地区の棄土等の盛土材として流用するとともに、周辺他事業への流用が可能な場合についても、積極的に有効活用を図る。</p>	<p>【県が事業実施主体となるべき理由・必要性】 ・只見川の河川整備事業については、河川法第9条第2項の規定による県が管理する指定区間内における事業であることから、県が事業主体となり事業を進める。</p> <p>【その他特記すべき事項】 ・整備対象地区が5町(会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、只見町)にわたり、24地区と多いことから、5町と県との双方による密な情報共有を図りながら事業を進める。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>会津坂下町</td> <td>1地区</td> <td>片門</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>柳津町</td> <td>4地区</td> <td>細八</td> <td>小榎</td> <td>柳津</td> <td>麻生</td> </tr> <tr> <td>三島町</td> <td>2地区</td> <td>小和瀬</td> <td>宮下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金山町</td> <td rowspan="2">13地区</td> <td>上大牧</td> <td>水沼</td> <td>大志</td> <td>川口</td> </tr> <tr> <td>橋立</td> <td>越川</td> <td>西部</td> <td>横田</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">只見町</td> <td rowspan="2">4地区</td> <td>蒲生</td> <td>八木沢</td> <td>新町</td> <td>只見</td> </tr> <tr> <td>24地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会津坂下町	1地区	片門				柳津町	4地区	細八	小榎	柳津	麻生	三島町	2地区	小和瀬	宮下			金山町	13地区	上大牧	水沼	大志	川口	橋立	越川	西部	横田	只見町	4地区	蒲生	八木沢	新町	只見	24地区				
会津坂下町	1地区	片門																																						
柳津町	4地区	細八	小榎	柳津	麻生																																			
三島町	2地区	小和瀬	宮下																																					
金山町	13地区	上大牧	水沼	大志	川口																																			
		橋立	越川	西部	横田																																			
只見町	4地区	蒲生	八木沢	新町	只見																																			
		24地区																																						
<p>総合評価</p> <p>平成23年7月新潟・福島豪雨により、只見川沿川において甚大な被害を受けたことから、浸水被害の軽減を図り、沿川住民の安全・安心を確保するため、河川整備事業に着手する必要がある。</p>	<p>【総合評価と対応方針案】 (1) 総合評価</p> <p>(2) 対応方針案及び今後の事業の進め方</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">対応方針案</td> <td>事業着手</td> </tr> <tr> <td>今後の事業の進め方</td> <td>早期工事着手に向け、詳細設計を進め、事業用地の確保に努める。</td> </tr> </table>	対応方針案	事業着手	今後の事業の進め方	早期工事着手に向け、詳細設計を進め、事業用地の確保に努める。																																			
対応方針案	事業着手																																							
今後の事業の進め方	早期工事着手に向け、詳細設計を進め、事業用地の確保に努める。																																							

[位置図] 及び [事業概要図]



～洪水から人家(人命)を守ります～

土地の高さが低い地区においては、人家への浸水を防ぐために 『①築堤、堤防嵩上げ』 や 『②宅地嵩上げ』 を行います。

また、川幅を広げること、その上流側の水位を下げる効果が大い箇所については、川幅を広げるための 『③掘削』 を行います。

No.	淡水区域	町名	対象地区	河川工事の種類	延長 (km)	備考
1	新郷ダム	会津坂下町	片門地区	堤防嵩上げ	1.0	
2			細八地区	掘削		
3	片門ダム	柳津町	小椿地区	掘削	2.0	
4			柳津地区	堤防嵩上げ もしくは 宅地嵩上げ		
5			麻生地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.4	
6			小和郷地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.1	
7		三島町	上大牧地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.2	
8			水沼地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.3	
9	宮下ダム		大志地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.7	
10			川口地区	堤防嵩上げ	0.4	
11	上田ダム		本名地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.5	
12			湯倉地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.2	
13		金山町	西部地区	掘削	1.1	
14			上横田地区	掘削	0.5	
15			瀧立地区	掘削	0.6	
16	本名ダム		越川地区	掘削	0.3	
17			横田地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.5	
18			瀧沢地区	築堤 もしくは 宅地嵩上げ	0.2	
19			水沼地区	掘削	5.3	
20	滝ダム		大志地区	掘削		
21		只見町	西谷地区	掘削		
22			瀧立地区	掘削		
23	一 (自己流)		新町地区	掘削		
24			只見地区	掘削		
計		6町	24地区		14.3	(総延長距離) (=80.5km)

112-4 費用対効果分析

交付金事業 (河川) 一級河川 只見川

$$\begin{array}{l} \text{効果 (便益) B} \\ \text{費用 C} \end{array} = \begin{array}{l} \text{B①} + \text{B②} \\ \text{C①} + \text{C②} \end{array}$$

[費用項目]

- C①: 河川整備による治水施設完成に要する事業費 (治水施設の建設費、用地費、補償費)
- C②: 評価対象期間内での維持管理費

[効果項目]

- B①: 氾濫防止便益
 - ・河川整備により氾濫によって生じる被害 (家屋や家庭用品、農作物、公共土木施設、及び氾濫によって間接的に生じる営業停止などの被害額) が軽減されるため、事業を実施した場合と実施しない場合の被害額をとり、事業の実施により防止し得る被害額を便益として算定する。
 - ・只見川においては、平成23年7月新潟・福島豪雨による流出と浸水被害を受けたことから、本評価における氾濫防止便益には、「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき、同被害の観光客減少などの各種波及被害を加算している。
- B②: 評価期間末における施設の残存価値

[考え方]

- ・評価年度を基準年度として工事期間と完成後50年間に生ずる効果額、費用額を算出し比較する。
- ・維持補修費は、各年事業毎の0.5%を維持管理費として事業完了後の50年分まで毎年見込み、これを割引率により現在価値化して計上している。
- ・便益は、整備された箇所から事業費に相当する便益が順次発生するものとし、さらに河川事業の耐用年数から事業完了の50年間発生する便益を割引率により現在価値化して計上する。

$$\begin{array}{l} \text{B①} + \text{B②} \\ \text{C①} + \text{C②} \end{array} = \begin{array}{l} 29,796\text{百万円} + 158\text{百万円} \\ 25,293\text{百万円} + 3,040\text{百万円} \end{array} = \frac{29,954\text{百万円}}{28,333\text{百万円}} = 1.06$$